

回 答

(菅茶山記念館LED照明設備に係る賃貸借契約)

2025年(令和7年)6月12日

福山市長 枝 広 直 幹
(経済環境局文化観光振興部文化振興課)

2025年(令和7年)6月10日付でお問い合わせのありました、菅茶山記念館LED照明設備に係る賃貸借契約に係る質問に対する回答につきましては、次のとおりです。

質問	回答
代理人による入札の場合、入札書の押印は代理人印のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
入札書用の封筒について封印は必要でしょうか。必要であれば代理人入札の場合代理人印での対応でよろしいでしょうか。	入札書の封書・封印は必須ではありません。
賃貸借料の振込手数料については発注者様ご負担ということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
本件は長期継続契約ということで、実際にこちらを理由に契約を解除された実績がございますでしょうか。また、万が一契約が解除となった場合は残存期間の賃貸借料をお支払いいただけますでしょうか。	該当する事案はありません。 賃貸借契約書(案)第37条「契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。」としており、支払い方法等は別途協議するものと考えます。
賃貸借に付保する動産総合保険について、一般的な保険(地震・津波等は対象外／経年とともに保険金額の上限が逡減するもの)の付保でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
本件は満了後機器を貴市に無償譲渡するということで、受注者は当該機器にかかる固定資産税の支払いは免除されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
本件における施工等が建設業法に抵触する場合、リース会社は協力会社とグループを組んでこれにあたり、当該施工会社を施工業務にあたらせるとともに、グループの代表として契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

世界的な半導体不足等受注者の責によらない事由による納品遅れが生じた場合、納期について協議いただけますでしょうか。また、それによる指名停止等のペナルティはないものと理解してよろしいでしょうか。

賃貸借契約書（案）第 19 条において、「賃貸人は、その責めに帰すことができない事由により物件を賃貸借期間の開始する日までに作業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により賃借人に賃貸借期間の変更を請求することができる。」とし、同第 20 条において、「賃貸借期間の変更については、賃借人と賃貸人が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日（賃借人があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。」としております。

御質問のような状況が生じた場合は、速やかに協議をお願いいたします。また、それによる指名停止等のペナルティはありません。